

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

27日からの飲食店等への要請内容

1月27日から2月20日まで大阪府下全域へのまん延防止等重点措置が適用されます。25日に発表された飲食店等への要請内容は次の通りです。

施設	要請内容											
	ゴールドステッカー認証店舗 (8ページ参照)	その他の店舗										
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合	○以下の①又は②のいずれかとする <small>(法第31条の6第1項)</small> <table border="1"> <tr> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> <tr> <td>① 5時~21時</td> <td>11時~20時30分</td> </tr> <tr> <td>② 5時~20時</td> <td>自粛</td> </tr> </table>	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	① 5時~21時	11時~20時30分	② 5時~20時	自粛	○以下のとおりとする <small>(法第31条の6第1項)</small> <table border="1"> <tr> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> <tr> <td>5時~20時</td> <td>自粛</td> </tr> </table>	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	5時~20時	自粛
	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)										
① 5時~21時	11時~20時30分											
② 5時~20時	自粛											
営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)											
5時~20時	自粛											
○同一テーブル4人以内 <small>(法第24条第9項)</small> <small>(5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)</small> <small>ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可</small> <small>※対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要</small>	○同一グループ・同一テーブル4人以内 <small>(法第24条第9項)</small> <small>(5人以上の入店案内は控えること)</small>											

- 【営業にあたっての要請事項】**
(特措法第31条の6第1項に基づくもの)
- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)
 - アクリル板の設置等
 - 上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)
- (特措法第24条第9項に基づくもの)
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底
 - 利用者に対し2時間程度以内での利用を要請
 - **カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底**

事業復活支援金

ポータルサイトが開設されました

申請期間 1月31日〜5月31日
その他詳細は裏面のリーフレットをご参照ください。おりーフ右下にはサイトへのQRコードがあります。26日現在アカウントの申請・登録がまだできませんので、申請を検討されている方は細目にご確認ください。

吹田民商の申請相談会

2月21日(月) 19時00分 民商会館
2月22日(火) 14時00分 民商会館

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

大商連 春の運動ニュースより 拡大決起集会に227人が参加

1月14日、全大阪新春拡大決起集会はオンラインで227人が参加。拡大推進委員の木村さん、松本さんによる余興「民之介・商太郎の一芸披露」で元氣よく開会。田中会長のあいさつ後、神戸女学院大学の石川康宏教授による情勢学習を行いました。石川さんは衆院選挙を振り返り、「市民運動で野党共闘を進め平和憲法を守ろう」と報告。つづいて、共産党のたつみコータローさんと大門実紀史さんからのあいさつ。その後、決意表明で2人が発言。大正民商・婦人部長の八尾さんは「婦人部も一緒に春の運動を盛り上げたい」、堺南民商・福泉北支部長の田中さんは「店が休みの日は宣伝カーを走らせたり、常連客にも読者を増やした」と発言。また、拡大競争を取り組む北商連とオンラインでつなぎ、拡大担当三役の田口さんが「励まし合って、ともに頑張りましょう」と呼びかけました。最後にガンバロー三唱で、年間増勢に向けて氣勢を上げました。

高槻「民商」全商連脱退事件 裁判 第1回公判・報告集会に45名参加

高槻「民商」裁判の第1回公判が1月29日に開かれました。再建準備会の原告3人と、事務局長、弁護団に加え、大阪各地の民商から応援が集まり、総勢45人が参加しました。高槻「民商」側は弁護士も含め誰も出廷しませんでした。公判の後に、報告集会を開催。谷弁護士が裁判の概要を説明した上で、「通常の民事訴訟だと裁判官は1人だけというのが大半。しかし、今回は裁判官が3人も出ていることから、重要な裁判と見られていることが分かる。こちらからも多くの傍聴で、さらに裁判所にプレッシャーを与えることが大事」と発言。かさねて「この裁判は、あくまでも高槻民商正常化への運動の一部。大事なのは法廷の外での運動です」と強調しました。他の参加者からも「どこの民商で起こってもおかしくない事件。一緒にたたかうという思いだ」「さらに支援を拡げる取り組みが必要」などの発言も出され、意気高い集会となりました。

伝言板

無料法律相談
2月18日(木) 13時00分 民商会館
北大阪総合法律事務所による出張の無料法律相談です。相談を希望する方は事前に民商事務所まで予約の連絡をお願いいたします。

会費集金のお願ひ

毎年2月・3月は確定申告作成の支部集会や集団申告の重税反対全国統一行動の準備などで事務局の業務が集中します。事務局集金の会員さん・読者さんには、2か月分の集金にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。